「第8回専門員会」に関する傍聴者の御意見と傍聴者の質問に対する回答など

氏 名	御意見	質問に対する回答など
1 山本 眞一	堰建設計画時、仮定の予想値積上げで問題なしと判断し着手したことが分かった。	
	結果、現在問題が指摘されている。	
	原因が堰建設に起因しているかは当初仮定の予想値の検証が必要だが今の技術をもって	
	も正確な数値が出るとは思えない。この議論を繰り返す間に自然は破壊され続ける。	
	今なにをすべきか?	
	一刻も早く堰を開門し発生要因の特定を立証すべきと思う。	
	開門期間は、最低3年~5年と思う。(鮎年魚3世代確認が必要)	
2 大須賀 しずか		
	を欠くと思う。	
	・これまで傍聴した行政主催の審議会や委員会と違い、大変活発な議論がされて大変意	
	義深いことです。 ・ここで議論された内容をどうか政治的な横ヤリで曲げられないように素直に受け止め	
	進めて欲しいと願います。	
3 南 正勝	1.長良川河口堰を解放したとき、現在どのような塩害が生じ、農作物について、具体的	
3 113 112.33	にどんな問題があるか、生産性についての説明してほしい。(本当の具体的被害)	
	(河口堰解放反対委員から聞きたい)	
	地域の人は現在さほど影響はないとの声がある。	
	2.特に長良川の生物環境について悪化している様子をもっと詳しく記述してほしい。	
	3.藤田委員の発言には多くの疑問を持った。なぜこれほどまでにかたくなに、行政側の	
	意見として有利になるよう述べられていた。今でいう御用学者の代表に見られたのは	
	大変残念であった。	
	小島、今本座長さんは賛成・反対の委員の意見を公平に調整されている努力に、頭の	
	下がる思いです。	
4 在間 正史	1 長良川の流量改訂と浚渫計画の経過について(報告書案5頁)	
	【文献の記載】	
	中部地方建設局木曽川上流事務所『木曽三川の治水史を語る』昭和44年3月 木曽川改修総体計画の長良川の項	
	「長良川は昭和34、35および36年と相ついて計画高水流量をはるかに上まわる大	
	出水があったため、昭和37年に計画高水流量を従来の4,500m3/sから8,000m3/s	
	に改訂し、そのうち500m3/sを上流にダムを設置して調節することとし、河道改	
	修計画高水流量を7,500m3/sとした。これにより、計画高水位を算定した結果、	
	上流部では40cm~50cm程度、下流部では60~70cm上昇した。このため、余裕高が	
	上流部では従来2.5mあったのを2.0mに改訂し、下流部では大規模な浚渫を行っ	
	て従来の計画堤防高を変更しないこととした。」(334頁)	
	中部地方建設局企画室ほか『長良川河口堰調査報告書』昭和41年3月	
	「この3,000m3/sという大きな造流量を、安全に河道を流下させるためには、堤	
	防のかさあげ拡幅はもとより、約1,300万m3におよぶ大量の浚渫が必要となっ	
	た。」(6頁)よって、以下の報告書案の修正を提案する。	
	【報告書案の修正文案】	
	報告書5頁6行目「当初の計画高水位を・・・」を、以下のように修正する。 「これにより、計画高水位を算定した結果、上流部では40cm~50cm、下流部では60	
	~70cm、従来よりも上昇した。このため、上流部では余裕高を従来2.5mあったのを	
	2.0mに改訂し、下流部では従来の計画堤防高を変更せず大規模な浚渫(1,300万m3)	
	を行うこととした。」	
	2 漁民による反対運動(6頁)	
	【報告書案の記載内容の不足】	
	岐阜県内7漁協の長良川河口堰建設差止請求訴訟取り下後に、同訴訟を引き継ぐ形	
	で起こされた流域住民20名による第2次長良川河口堰建設差止請求訴訟が書かれてい	
	ない。第2次訴訟は、第1次訴訟で明らかになった長良川河口堰の問題点を深化させ、	
	後の1988年から再び激しく起こった反対運動の理論的基礎となり、本報告書案の検証	
	の対象となっている問題点はそこで議論されている。1994年7月になされた岐阜地方	
	裁判所の判決はこれに対するものである。	
	よって、以下の報告書案の修正を提案する。 【報告書案の修正文案】	
	報告音条の修正文条】 報告書6頁の(漁民による反対運動)の項に、次の文を追加する。	

「岐阜県内7漁協の訴訟取り下げ後、1892年4月、この訴訟を引き継ぐ形で、流域住民 20名によって長良川河口堰建設差止請求訴訟(第2次訴訟)が岐阜地方裁判所に起こ された。

第2次訴訟は、第1次訴訟で明らかになった長良川河口堰の問題点を一層深化させたが、1994年7月に請求棄却の判決があった。」

3 ブランケット工の適切性(41~42頁)

【報告書案の記載内容の疑問】

長良川25km地点より下流に設けられたブランケットは、河口堰により平水位が上昇することによって生じる漏水に対応する対策として計画されたものである(技術報告p1-21)。

したがって、流下能力増大の手段として浚渫を選択した場合に、河川浸透水に対するものも含めて堤防の安全性の向上のために高水敷が設けられることがあるが、長良川のブランケットは、これとは異なっており、その規模(特に幅)が著しく大きい。浚渫による高水敷の造成は、河道内の土砂移動で河積を増大させるものでないだけでなく、技術報告 p 1 - 16でも述べられているように粗度を増加させるものであり、そのため、長良川の昭和47年の浚渫計画の変更で約700万m3の河積増加が必要となったように、河積増加を必要とするものである。また、従来は河床から堤防表法まで連続的な勾配があって自然環境としても連続していた河道を不連続なものにしがちであるので、高水敷は河床から堤防表法まで連続的なものになるように造成しなければならない。長良川に造成されたブランケットは、幅が広くて乾燥部分が大きく、かつ河床との勾配が急である。したがって、流下能力増大の手段として浚渫を選択したとしても、高水敷の造成は、必要最小限度にされなければならない。

図4-8は、茶色の部分が浚渫前の概念図であるが、原河床の浚渫前の状態ではない。

同図は、ブランケット造成後の浚渫の図であり、その前に、ブランケットが浚渫土によって造成されたものである。黄土色の浚渫部と緑色のブランケット部も本当の浚渫前後の実際の状態ではない。このような図を付けるとすれば、原河床と浚渫後の実際に合った精確な図を付けるべきである。

「治水の手段として浚渫を選択したことが効果的であったかという議論はあるが」は、どういう意味か不明である。河口堰の建設当時、浚渫に関して議論があったのは、15km地点付近のマウンドを除去する大規模な浚渫か、 過去の洪水時での粗度係数による計算水位は、マウンドを含む22km地点付近より下流では計画高水位を下回っているが、22km地点付近より上流については、粗度係数や河積が小さい(例えば高水敷が大きい)関係で、計画高水位を最大約30cm上まわる計算結果になるので、この部分の流下能力を高めるための浚渫か、であった。 の意見は、15km地点付近のマウンドを除去する浚渫は22km地点付近より上流の対策として効果的でないというものである。したがって、この部分は削除すべきである。

よって、以下の報告書案の修正を提案する。

【報告書案の修正文案】

「治水の手段として浚渫を選択したことが効果的であったかという議論はあるが、浚 渫という手段を選択した場合に、長良川下流部の治水対策としてブランケット工を採 用したことが適切であったかどうかは、現時点では判断できない。」は、以下のよう に修正する。

「治水の手段として浚渫を選択したとしても、長良川25km地点より下流に設けられたブランケットは河口堰による平水位の上昇による漏水に対応する対策として設けられたものであり、河積を増やす訳ではないうえ粗度を高め、河床と堤防との連続性を害しており、通常の治水における高水敷の規模を大きく上まわるものであって、治水として必要な規模を超えたものである。」

4 浚渫の効果を判断するために用いるべき河床形状(44頁) 【河口堰建設時の河床形状と河道流下能力】

(1) はじめに

洪水の粗度係数値を大きくして流れにくくすれば、その流下のため必要な河積は 大きくなる。したがって、不足する河積すなわち浚渫必要量も大きくなる。

上記のように、昭和52年において、昭和38年木曽川改修総体計画改訂時において 不足するとされた河積がほぼ確保されたのに、その後も河積不足とされ浚渫計画が 拡大されているのは、水位計算に用いる粗度係数を変えているからである。長良川 の水位計算に用いられた粗度係数は表1の通りである。昭和51年洪水第4波の粗度 係数は数値が大きく、流れにくくした粗度係数である。

河積が増大すれば、不足する河積 = 浚渫必要量は減少する。長良川は経時的に河 積が増大しており、最近の河道ほど河積不足量は減少しているはずである。

河道計画を検討するうえでなすべきことは、検討時の河道(現況河道)での流下能力はどれ位かを調べることである。その場合、河道が全ての地点で計画高水位を越えないように流し得る流量という限定したものだけではなく、現況河道で、計画高水流量が流れた場合の水位を調べ、それを計画や現況の堤防高、計画高水位と比較することが必要である。それに基づいて、今後の河道計画をどのように定めるべきかを検討すべきである。河積拡大が必要であるとすれば、どの区間で、どのような方法で行うべきかを検討すべきである。

計画高水流量7,500㎡/sが流れたとき、昭和51年洪水第4波の粗度係数を用いたときの計算水位がどのようになるかが、昭和62年河道(図2、図3bの1987年度)と平成5年河道(図3のaのA、bの1993年度)について明らかになった。

- (2) 昭和62年河道の流下能力
- (1) 建設省は、「現況河道」の洪水流下能力に関し、「現況河道」で7,500㎡/s流れたときの水位がどのようになるかについて、昭和45年河道についての計算結果(技術報告p1-32、33)のみを示してきた。技術報告によれば、昭和51年9月洪水第4波の粗度係数(表1参照)を用いると、計算水位は計画高水位を河川区間の全区間で上廻り、その上廻り分最大値は30km地点付近の約1.5mである。

ところが朝日新聞平成5年12月7日は、建設省、公団は、平成2年において、昭和62年河道で7,500㎡/s流れたときの水位を計算していることを報道した。それによれば技術報告と同じ昭和51年9月洪水第4波の粗度係数を用いると、計算水位は計画高水位を主として20km地点から上流にかけて上廻り、その上廻り分最大値は29km地点付近の0.6mであった。

建設省は、平成4年の技術報告発表時すでにその時の現況河道により近い昭和62年河道での水位を計算しており、そして、昭和62年河道は昭和45年河道よりも河積が増大し、水位が低くなる(昭和45年河道に比べると約2分の1低くなる)ことを隠していたのである。__

そのような計算結果が得られていたならば、技術報告 p 1-31図1・5-2のなかに、すでに計算ずみの最新の昭和 6 2 年河道での77,500㎡/s 流下時の水位線を記載すればよかったのである。これにより「現況河道」の流下能力がより具体的になる(河道の流下能力を、洪水を河道の全域にわたって計画高水位以下の水位で流下させ得る最大流量と定義しても、計画高水流量流下時の計算水位と計画高水位とを対比することで、当該河道の計画高水流量に対する流下能力不足の状況を確認することができるので、最新の現況河道での水位線も示す必要がある)。

(I) その後、建設省により明らかにされた昭和45年河道での計算結果が図1 (河床高は昭和45年と昭和62年が記載されている)、昭和62年河道での計算結果が図2である。

「S51.9(第4波)」が昭和51年9月洪水第4波の粗度係数を用いた7,500㎡/sが流下した場合の計算水位である。その外に、昭和34年9月洪水、昭和35年8月洪水、昭和36年6月洪水、昭和54年9月洪水第1波の計算水位も記載されている。

昭和54年洪水第4波の計算水位は、マウンドのある15km地点付近では計画高水位を約0.15m上回るだけで、18km地点より上流になるほど、計算水位と計画高水位差が大きくなり、最大差は28~30km地点の0.67mである。朝日新聞の0.61mとの差は6cmであり、その原因は、朝日新聞の計算は計画河床高以下の部分を計算に入れているのに対して、建設省の計算はそれを入れていないためであり、実際の河床の水位は朝日新聞の計算のほうであった。

長良川の場合、計画上の堤防の高さである計画堤防高は計画高水位から2mの余裕高を加えた高さであるから、計画堤防高は図3では計画高水位プラス2.0mのところにある。したがって、計画堤防高に対し、計算水位は最小でも1.37~1.39mの下廻り(余裕)であり、計画堤防高を上廻っているところは全くない。構造令20条によれば、長良川が相当する計画高水流量7,500㎡/sの規模の河川の余裕高は計画高水位+1.5mである。計算水位はこの余裕高の基準をほぼ充足するようになってきている。

図2では、18km地点付近より上流、特に24km地点付近より上流と、その下流とでは計算水位に顕著な差がある。その原因は、 18km地点より上流の粗度係数が大きくなっていることが一番の大きい。加えて、 河床高低下量がやや小さいことのように河積増加が少なく、計画河積に比べて現況河積が小さいこと、 計画河床高以下の河積分が無効河積とされ、実際よりも小さい河積で水位計算されていることで

ある。18km地点より上流は、浚渫をすれば河積も増大するし、河床が平坦(建設省用語では技術報告p1-16のように「河床整正」)となり、粗度が低下する(技術報告p1-16)ので、計算水位が低下する。

浚渫の内容(浚渫量、浚渫後河床高)に応じて計算水位が計画高水位を上廻ったり、下廻ったりするので、幾つかの浚渫内容のケ-スに応じて水位計算をして、計画高水位と比較すべきである。

図2では、18km地点より下流において、計算水位が計画高水位を上廻っているのは最大で約0.15mであって、その上廻りは小さい。この部分では河積はかなり確保されているのである。同じ粗度係数値(例えば0.024、0.025、マウンドのある15地点付近より、その下流の10km地点付近の方が計算水位の上廻りが大きい。その原因は、8km地点付近より下流の河積増加が少ない(図3参照)ためであろう。18km地点より下流は、河口堰に伴うブランケットを施工することにより計画粗度係数値は、昭和34、35、36年の昭和3大洪水の粗度係数値(0.024、0.025)と同粗度又は若干の増加があるとして0.025~0.027とされた(表1)。ブランケットなくせば、計画粗度係数は、昭和3大洪水と同程度の0.024~0.025とすることが可能である。また、8km地点付近より下流の浚渫を行えば(現浚渫計画には、河口堰による水位上昇を消すためのすりつけ浚渫が含まれているので河積増加のための浚渫量、浚渫深さは小さくなる)、計算水位を計画高水位以下にすることが可能なはずである。

以上の河道計画の検討によって、15km地点付近のマウンド部を残した河道計画を 立てることは河道の流下能力の点から可能な案であることが明らかとなる。この案 を実現可能性のある案として検討することが必要だったのである。

- (3) 平成5年河道の流下能力
- (イ) 朝日新聞の平成7年5月16日と同月19日は、長良川下流部(6km~約30km地点付近) の平成5年(1993年)河道での、最も計算水位が高くなる昭和51年9月洪水第4波の 粗度係数を用いての計算水位を報道した(図3)。図3のaは、朝日新聞社が河川 工学者の協力を得て計算した結果であり、bは建設省が計算した結果ということで ある。

図3、特にbによれば、長良川下流部の洪水流下能力は、1987年度の昭和62年河道(図3)に比べて1993年度の平成5年河道では、一層増大していることが分る。平成5年河道では、計算水位が計画高水位を上回るのは、朝日新聞のaでは27km地点付近から上流で最大0.23m、建設省のbでは、23km地点付近から上流で最大0.35mである。いずれも計画堤防高から余裕高1.5m(構造令で計画高水流量7,500㎡/sの規模の河川で必要とされる計算高水位と計画堤防高の差)を差し引いた高さよりも低い水位である。長良川下流部は、構造令上必要とされる基準を満たしている河道になったのである。

また、計算水位が、計画高水位を上回るのは数kmの区間で最大0.3m程度である。それも15km地点前後のマウンド付近ではなく、それから8km以上離れた約23km地点付近より上流である。この部分は、表1のように、用いられている粗度係数値が18km~24.3km地点は0.030、24.3km地点より上流は0.0332と大きいことが、その計算水位が高くなる理由である。建設省の計算水位が朝日新聞社の計算水位よりも相対的に高く、最大でも0.12m高いのは、建設省は計画河床高よりも深い部分は無効河積としているので計算に用いた河積が小さいためであろう(その意味で、朝日新聞社の計算水位の方が、実際の河道の洪水流下能力を表現しているといえる)。

(ロ) 前記(イ)で明らかとなった長良川下流部の平成5年河道の流下能力は、それまで建設省が押し進めてきた、15km地点前後のマウンド部を含めて大規模浚渫を行うという河道計画を転換させるものである。

まず、総合的には、マウンド部を削らなくても、現状の長良川はおおむね安全な川と言えるようになった。そして、計算水位が計画高水位を上回るのは最大0.3m程度でわずかであり、それも、マウンド部より、朝日新聞の計算では27km地点付近より上流、建設省の計算では23km地点付近より上流である。この部分で洪水の水位(計算水位)を下げようとするなら、マウンド部よりも(マウンド部を浚渫するだけでは、この部分の計算水位は計画高水位以下にならないはずである)、この部分で浚渫をするとか、高水敷の幅を狭くして低水路を拡張するほうが効果的である(建設省はマウンド部の浚渫をするだけでなく、この部分の浚渫も計画しているはずであり、この部分の浚渫はなされるはずである)。さらに、この程度の区間のこの程度の水位差であれば堤防嵩上げを併用することもできよう。

結局、計算水位が計画高水位より高くなる23km地点より上流の水位を下げるのには、15km地点付近のマウンド部の浚渫は効果的でないし、むしろ、23km地点より上流の河積拡大(浚渫、低水路の拡幅や堤防嵩上げ)と粗度の低下(浚渫や高水敷幅

の縮小)により、水位を下げるほうが効果的なのである。

(4) まとめ

以上のように、河口堰建設時の昭和62年から平成5年にかけて、当時の河床形状に基づく水位の検討が行われており、マウンドのある15km地点付近では水位は計画高水位を上まわらないようになり、水位が計画高水位を上まわるのは23km地点付近より上流である。この部分で洪水の水位(計算水位)を下げようとするなら、マウンド部よりも、この部分で浚渫をするとか、高水敷の幅を狭くして低水路を拡張するほうが効果的であることが分かったのである。河道計画に転換することによって、マウンド部を含む大規模浚渫をする必要がなくなったのである。

これは「マウンド部を浚渫するので、塩水の遡上が拡大し塩害が生じるおそれがあるので河口堰を建設して塩水の遡上を止めて、これを防止しなければならない。 そうしないとマウンド部を含む大規模浚渫はできない」という河口堰建設の論理において、河口堰建設を必要とする理由を失わせるものである。

よって、以下の報告書案の修正を提案する。

【報告書案の修正文案】

報告書案44頁の下から13行目の「事業者は、長良川河口堰を必要とした浚渫の効果を判断するため、ぜひそれを議論に供すべきであった。」を以下のように修正する。「事業者は以後の浚渫計画の内容が定まっている1987年(昭和62年)時の河道に基づく水位計算を行っており、さらに浚渫が進んだ1993年(平成5年)時の河道に基づく水位計算も行っていたのであるが、これらが公になったのは1993年以降で、新聞報道によってであった。事業者は、これらの計算をした時点において、今後の浚渫を含む長良川の河道計画の在り方、つまり長良川河口堰を必要する大規模浚渫の必要性の有無を判断するため、これらを公開して議論に供すべきであった。」

表1 長良川の水位計算に用いられた粗度係数

河口から	らの距離	-0.6K	2.4K	6.2K	7.0K	12.8K	18.0K		24.3K	28.4K	30.2K
S34.9洪水					• —	0.024	- • -	0.026	• —	0.030	-•
S35.8洪水			• —		0.024	0000000	- • -	0.030	·• - 0.0	28	
S36	.6洪水		• —	0.0	25	● 0.027	- • -	0.029	0.0	31	
S51.9 洪水	第1波時			• —	0.0	20	- • -		0.0	27	-•
	第2波時			•	0.0	025	- •	0.030	• —	0.032	-

ケース1		20000000		10 110000000	•	Lancaca and a	•	0.0000000	
		0.025		0.027	_	0.027		0.028	^
ケース2		100000			•	000000000000000000000000000000000000000		10000	_
		0.025		0.025	_	0.027		0.027	8
ケース3			_	0	•				
		0.025		0.027	_	0.027		0.027	
ケース4					•		•		-
	932	0.025		0.025	-	0.027		0.028	3

(注)ケース1:全区間にわたって比較的大きめの粗度係数を想定した場合ケース2:全区間にわたって比較的小さめの粗度係数を想定した場合ケース3、4:ケース1とケース2の中間的な粗度係数を想定した場合

(出所)建設省河川局、同土木研究所、水資源開発公団『長良川河口堰に関する技術報告 平成4年4月』

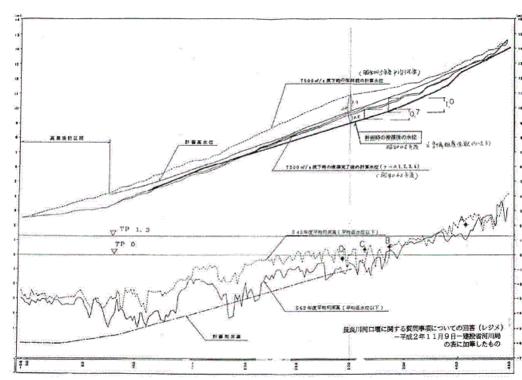


図1 長良川河床高の変化と水位

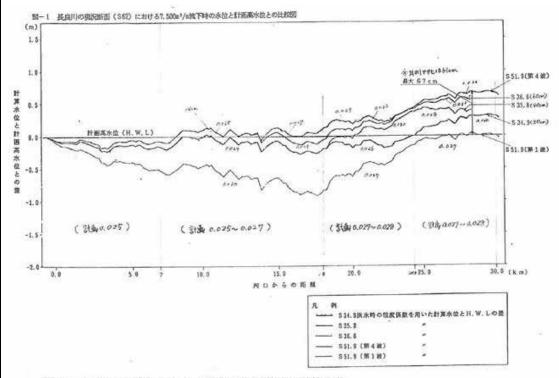
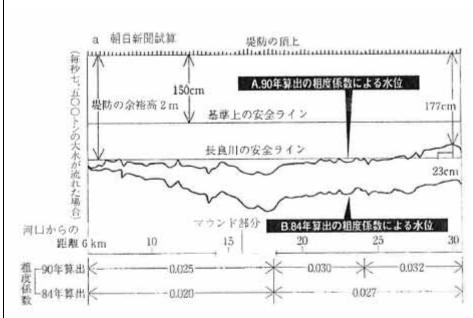
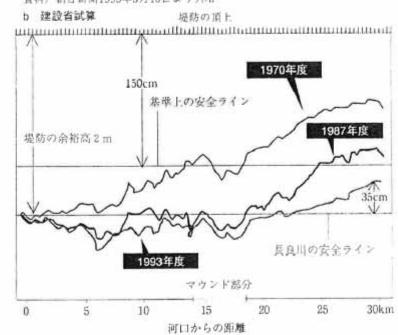


図2 7,500m3/s流れたときの昭和62年河道での計算水位



資料)朝日新聞1995年5月16日より引用



資料) 朝日新聞1995年5月19日より引用

図 I - 4 7,500 m⁻/s が流れたときの長良川河道の計算水位

図3 7,500m3/s流れたときの平成5年河道等の計算水位

5 木曽川河川維持流量について(報告書62頁)

【報告書案の補充の必要性】

(1) 6 - 3 (1) 6) 異常渇水リスクへの対応において、馬飼流量ルール50m3/sの取水制限のことが書かれている。

馬飼流量ルール50m3/sとは、木曽川総合用水における成戸地点(馬飼=木曽川大

堰地点)における新規利水取水制限流量50m3/sであり、50m3/sは河川整備基本方針 では、木曽川の河川維持流量にされている。また、河川整備計画では、阿木川ダム、 味噌川ダム、新丸山ダムの不特定補給によって440m3/sを確保するとされ、現在は、 完成している阿木川ダムと味噌川ダムよって30m3/sが確保されているとされる。

この河川維持流量であり馬飼地点(木曽川大堰地点)における新規利水取水制限 流量となっている50m3/sは必要性のない過大な流量であり30m3/s程度に削減が可 能である。

(2) 木曽三川協議会が1965(昭和40)年に木曽三川水資源開発計画を作成したとき、木 曽川の基準流量地点と基準流量につき、今渡地点100m3/sのほかに、新たに、成戸 地点(木曽川大堰地点)50m3/sに新規利水の取水制限流量が設定された。

成戸地点550m3/sの設定作業において議論されていたのは、木曽川では従来から 舟航用水を理由として河川維持用水が50m3/sとされていて、これが河川維持用水量 として維持されてきたという歴史的経緯、および水質、特に三興製紙(現在は王子 板紙)祖父江工場からの排水を稀釈して水質を改善するために必要な流量であっ た。漁業については、三興製紙の工場排水の関係で、海区の河口海域のノリ漁業が 話題にあがったが、ノリ漁業自体のための基準流量の検討がなされたことはなかっ た。河川下流でのシジミ漁は話題にもあがることもなく、ヤマトシジミが生息でき る塩分濃度になるために必要な流量として基準流量を検討することはなかった。

公害における発生原因者負担の原則により、工場排水は河川等公共用水域に排出 するときは工場自らが廃水を処理し河川等が受け容れられるようにして河川等に 排水しなければならない。かって1960年代には、工場廃水を河川水で稀釈する考え 方はあったが、これはすでに否定されている過去のものであり、今日では、都市汚 水や工場廃水の希釈して水質改善をするための流量は、河川維持流量とはできな い。

(3) 木曽川水系河川整備基本方針策定に際しての河川整備基本方針検討小委員会や 木曽川水系河川整備計画策定に際しての木曽川水系流域委員会において、木曽川大 堰放流量50m3/s(成戸地点基準流量50m3/s)は木曽三川協議会が昭和40年に下流の 漁業に配慮して設定した歴史的経緯があると説明されているが、国土交通省は、木 曽三川協議会の木曽川の基準流量の設定について議論したときの資料および議事 録は廃棄して保有しておらず、根拠もなくこのような説明をしていた。

そして、木曽三川協議会が木曽川の成戸地点基準流量の設定について議論したと きの資料および議事録の内容は、上記説明とは異なり、上記(2)の通りであった。

(4) 木曽川水系河川整備基本方針では、木曽川においては今渡地点の正常流量を定め ているが、そのうちの河口から成戸地点(木曽川大堰地点)の間の河川維持流量は、 『木曽川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関 する資料(案)』(以下「木曽川水系河川整備基本方針資料」)p39~41により、 動植物の生息または生育のために必要な流量であり、 感潮域における代表種ヤマト シジミの生息・産卵に必要な流量を算出すると、木曽川大堰下流で約50㎡/sとなる とされている。

この根拠となっているのが木曽川水系河川整備基本方針説明資料で、河川維持流 量である「動植物の生息地または生育地の状況」からの必要流量は魚介類の生息条 件を満足する流量として設定するものとし、河口から木曽川大堰の区間について は、ヤマトシジミを対象に、斃死が起こらない流量を設定するものとしたとされて いる。その根拠となっているのは、13.8km地点における塩化物イオン濃度を横軸、 木曽川大堰放流量を縦軸にした「ヤマトシジミが生存できる限界の塩化物イオン濃 度11,600mg/L」の交点として57㎡/sと記載されている同頁「図2.6ヤマトシジミの 生息環境として必要と思われる流量」(図5)である。

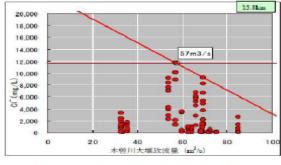


図 2.6 ヤマトシジミの生息環境として必要と思われる流量

図 5 ヤマトシジミの生存環境として必要と思われる流量

しかし、同図では、ヤマトシジミの生存のために必要な流量を根拠づける科学的根 拠とならず、また、ヤマトシジミの生存のために50m3/sが必要であるという科学的根 拠は全くない。ヤマトシジミは塩化物イオン濃度11,600mg/Lになっても直ぐには斃死しない。木曽川大堰地点下流の流量が50m3/sを下回りゼロになったこともある1994年(平成6年)においても、ヤマトシジミは多数生息していた。

また、平成22年8月31日開催された中部地方ダム等管理フォローアップ委員会において、味噌川ダムの報告がされたが、「平成17年に、流水の正常な機能の維持のための補給を実施しており、木曽成戸地点で概ね30m3/s確保に向けて補給していたところであるが、このまま30m3/sに向けた補給をし続けるとダムが早期に枯渇することが想定され当面18m3/s確保に向けた補給を実施した。」とされ、5月下旬から6月下旬まで、流量が30m3/s以下となっているが、これによって、木曽川大堰下流において、ヤマトシジミが大量に斃死するなど、生物の生息が著しく悪化したとの報告は全くなされていない。

以上の通り、木曽川水系河川整備基本方針および同河川整備計画における木曽川の河川維持流量50m3/sは、根拠のない過大な流量であり、速やかに見直して30m3/s程度に減量するのが望ましい。

(5)よって、以下の報告書案の修正を提案する。

【報告書案の修正文案】

報告書案62頁の「異常渇水リスクへの対応」の項の第1段落に次を追加する。

「馬飼流量ルールの利水上取水制限流量50m3/sは、今では、何の根拠もないものとなっているので、大幅な削減、例えば30m3/sに削減することが可能である。そして、河川計画において河川維持流量が削減されていない現在においても、河川管理者が、河川管理の権限に基づいて行うことができるので、最も容易な対応方法である。」